

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」目次素案

総 説

- I ガイドライン改訂の背景及び目的
- II 適用範囲及び前提事項
- III 災害対応における基本的な考え方
 - (1) 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本
 - (2) 自治体等が行う災害時のペット救護対策の意義
 - (3) 多様な主体の連携と協働
- IV 今後起こりうる災害に備えた動物救護対策について
 - 1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発
 - 2 自治体等が行う動物救護活動の考え方
 - (1) 動物救護に係る法制度の整備状況
 - (2) 自治体等による啓発や動物救護活動等の必要性
- V 平常時と災害時におけるそれぞれの役割
 - 1 飼い主の役割
 - 2 自治体の役割
 - 3 地方獣医師会の役割
 - 4 民間団体・企業の役割
 - (1) 民間団体
 - (2) 民間企業
 - 5 現地動物救護本部等の役割
 - 6 一般財団法人 ペット災害対策推進協会の役割
 - 7 国の役割

<本ガイドラインにおける用語解説>

本 編

(配布は委員限り)

- I 平常時と災害時に自治体及び現地動物救護本部が行うこと
 - 1 飼い主
 - (1) 平常時の備え
 - 1) 住まいの防災対策
 - 2) ペットのしつけと健康管理
 - 3) ペットが迷子にならないための対策（迷子札、マイクロチップ等による所有者明示）
 - 4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

- 5) 指定緊急避難場所や指定避難所、避難ルートの確認等
- 6) 地域住民とのコミュニケーション
- 7) ペットの一時預け先の確保
- (2) 災害発生時
 - 1) 人とペットの安全確保
 - 2) 「ペットと一緒に自宅待機」するか「指定緊急避難場所に避難」するかの判断
 - 3) ペットとの同行避難
 - 4) 発災時にペットと離れた場所にいたら
 - 5) 避難後のペットの飼育環境の確保
 - 6) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーと健康管理

2 自治体、現地救護本部等

<自治体の役割：その1> 飼い主による適正な飼育のための環境整備と支援

- (1) 平常時の備え
 - 1) ペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発
 - 2) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの受け入れ配慮
 - ① 指定避難所におけるペット同行避難者の受け入れ
 - ② 仮設住宅におけるペットとの同居
 - 3) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等
 - 4) 必要な物資の確保、配布
 - 5) ボランティアの活用
 - 6) 義援金の募集
- (2) 災害発生時
 - 1) 初動対応
 - ① ペット同行避難者等への対応
 - 2) 指定避難所・仮設住宅におけるペットの飼育
 - ① 指定避難所でのペット同行避難者の受け入れ
 - ② 仮設住宅でのペットとの同居
 - 3) 動物相談窓口の設置と運営
 - 4) 必要な物資の支援
 - 5) ボランティアの受け入れ、配置、役割分担
 - 6) 獣医師によるペットの健康チェック

<自治体の役割：その2> 入院等のため飼育が出来ない方へのサポート

- (1) 平常時の備え
 - 1) 動物病院への協力要請
- (2) 災害発生時
 - 1) 飼い主からの依頼に基づく一時預かり

<自治体の役割：その3> 現地動物救護本部の設置

(1) 平常時の備え

1) 動物救護体制の整備、動物救護施設の設置に係る検討

- ① 現地動物救護本部等の組織体制
- ② 緊急連絡体制の整備
- ③ 動物病院への協力要請
- ④ 必要な物資の確保、配布
- ⑤ ボランティアの活用
- ⑥ 義援金の募集
- ⑦ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育支援等

(2) 災害時

1) 現地動物救護本部等の設置及び初動対応

- ① 現地動物救護本部等の設置
- ② 被災状況、避難状況等の情報収集
- ③ 備蓄品の配布や救援物資の受け入れ準備
- ④ (一財) ペット災害対策推進協会への支援要請
- ⑤ 避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請
- ⑥ ボランティアの募集
- ⑦ 義援金の募集
- ⑧ 避難所や仮設住宅におけるペットの飼育状況や必要な支援等の情報収集
- ⑨ 指定避難所や仮設住宅におけるペット問題の受付窓口の設置

<自治体の役割：その4> 災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応

(1) 平常時の備え

- 1) 保護が必要なペットへの対応
- 2) 情報収集・広報活動
- 3) 動物救護施設の設置に係る検討

(2) 災害発生時

- 1) 保護が必要なペットへの対応
 - ① 負傷動物の救護
 - ② 放浪動物の保護・収容
- 2) 飼い主への返還
- 3) 新しい飼い主への譲渡

<自治体の役割：その5> 動物救護施設を設置する場合

(1) 動物救護施設の設置、運営管理

- 1) 動物救護施設の設置及び形態
- 2) 動物救護施設の体制整備

- 3) 収容動物の飼育管理
- 4) 収容動物の健康管理
- 5) ボランティアの活用
- 6) 広報・普及啓発
 - ① 避難住民に対する啓発活動
 - ② 保護動物に係る情報提供
 - ③ 動物救護活動に関する情報提供
- 7) 動物救護活動の終息の考え方

II 動物救護活動を支えるもの

- 1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）との連携
- 2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布
- 3 資金の確保、義援金の募集・配布